険財政調整」を「国民健康保険財政調整交付金」に、「国民健康保険老人保健医療費拠出金財政調整交付金」を「国民健康保険老人保健医療費拠出金財政調整交付金」に改める。

## ○農林水産省告示第二千二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定により公示する。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数

| 操業区域 | 操業期間 | 船舶の総トン数別の区分 | 隻数 |
|---|---|---|---|
| 北緯四十六度七秒の線以南、北緯三十七度十一秒の線以北の日本海の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。<br>一　北緯四十五度八秒の線以北、東経百四十度三十九分四十六秒の線以東の海域<br>二　北海道礼文郡礼文町カラントイ岬突端と同町香深井港とを結ぶ線以南の海域 | 日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の相互の関係に関する協定第二条に規定する二百海里水域に接続する平洋の北西太平洋の沿岸に係る平成二十二年三月二十日から同年七月五日までの期間（ただし、同年七月一日から同月二十日までの期間を定めた場合には、当該期間とする。） | 次に掲げる船舶<br>一　旧トン数適用船舶であって三〇トン以上一五三トン未満のもの<br>二　旧トン数適用船舶以外の船舶であって三〇トン以上一八五トン未満のもの | 四 |

三　同県佐渡市沢崎鼻灯台中心点、同市南西三十海里の点、石川県珠洲市禄剛埼突端北西三十海里の点、同県輪島市猿山岬灯台中心点北西三十海里の点及び同県加賀市加佐岬突端北西三十海里の点を順次に結ぶ線以南の海域

四　北海道松前郡松前町大島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域

五　北海道松前郡松前町小島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域

六　新潟県佐渡市佐渡島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域

七　石川県輪島市舳倉島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域

備考　旧トン数適用船舶とは、昭和五十七年七月十七日以前に建造され、又は建造に着手された船舶（昭和五十七年七月十八日以降に船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕が行われた船舶を除く。）をいう。

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年二月二十八日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十三年三月二十日から平成二十四年三月十九日までとする。

2　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることができる。

一　農林水産大臣が政府間の取決めを実施するため必要があると認めて漁獲量の限度を定めたときは、これを超えてさけ・ます類を採捕してはならない。

二　前号の漁獲量の限度について、農林水産大臣から送付を受けた書類は、これを船内に備え付けておかなければならない。

三　農林水産大臣が政府間の取決めを実施するため必要があると認めて操業区域のうち別に定めて通知する区域においては、別に定めて通知する期間、操業してはならない。

四　海中に敷設する流し網の長さは、十二キロメートル以下でなければならない。

五　流し網の網目の結節から結節までの長さは、四十五・五ミリメートル以上でなければならない。

六　漁網は、海中に投棄してはならない。

七　漁具には、船名を表示するとともに、海中に敷設する網の両端には水面上一・五メートルの高さに赤及び黒それぞれ一枚の標旗を設置し、また、夜間においては、流し網の両端に赤灯を設置しなければならない。

八　当該許可に係る船舶の船橋の周囲を一メートルの幅で帯状に緑色で、満載状態における喫水線上の船体の外面（甲板を除く。）を白色で塗装しなければならない。

九　船長は、水産庁長官が別に定める要領により、毎日の位置等を水産庁漁業取締船の漁業監督官に無線電信又は無線電話をもって報告しなければならない。

十　船長は、水産庁長官が別に定める陸揚げ漁獲量報告書を、入港ごとに、陸揚地の荷受機関及び当該陸揚地を管轄する道県知事を経由して、水産庁長官に報告しなければならない。

十一　漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行う上で必要があると認めてする指示に従わなければならない。

十二　公海上又はロシア二百海里水域内で、さけ・ます漁業に関する国際協定等の締約国の正当な権限を有する公務員又はロシア連邦の正当な権限を有する公務員（以下「公務員」という。）から臨検の目的で乗船を求められた場合には、これを拒んではならない。